

第11章 行政体制の整備・情報政策の推進

第1節 毎月勤労統計調査などを巡る不適切な取扱いについて

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計調査で、本来とるべき統計調査の変更の手続きを行わず、抽出調査を行う際にとるべき統計的な処理を行わなかった等の不適切な取扱いが、長年にわたり続けられてきた。政策立案や学術研究、経営判断の礎として、常に正確性が求められる政府統計に対する信頼が損なわれ、国民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

また、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、雇用保険、労災保険、船員保険、事業主向け助成金で、多くの方に追加給付が必要な状態となっていることを重ねてお詫び申し上げます。

厚生労働省で実施している毎月勤労統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査の一つである。毎月勤労統計調査の全国調査において、規模500人以上の事業所は全数調査とされていたにもかかわらず、2004（平成16）年以降、東京都の規模500人以上の事業所は抽出調査とされていた等、公表されていた調査手法と異なる形で調査が行われていたことや統計的処理として復元^{*1}すべきところを復元していなかったという不適切な取扱いが判明した。この結果、毎月勤労統計調査の結果に基づいて算出される「きまって支給する給与」等について、適切な復元処理がされていなかった2004年から2017（平成29）年まで、給与の高い事業所の多い東京都のウェイトが低くなっており、賃金額が低めになっていた。また、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じることとなった。

こうした状況への対応として、公表値において復元すべきところを復元していなかった2004年から2017年までの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する2012（平成24）年以降については、復元して「再集計値」として2019（平成31）年1月に公表し、復元に必要なデータが不足している2004年から2013（平成25）年3月までの期間については、後述の雇用保険制度等における追加給付のため、「きまって支給する給与」について、毎月勤労統計調査を基礎として算定した「給付のための推計値」を作成^{*2}し、公表した。

また、調査計画どおりに東京都の規模500人以上の事業所を全数調査とするべく、必要な追加事業所分に係る調査を厚生労働省が直轄で実施するため、毎月勤労統計調査規則（昭和32年労働省令第15号）を改正し、6月調査分から実施する。

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いに係る事実関係及び責任の所在の解明等については、厚生労働省に統計の専門家や弁護士等の有識者によって構成される「毎月勤労統計調

*1 復元とは、抽出調査を行った際に行うべき統計的処理であって、標本の集計結果を母集団の調査結果として扱うための計算のことをいう。
*2 「給付のための推計値」は、毎月勤労統計調査の結果に基づいて算出される「きまって支給する給与の伸び率」を活用している雇用保険制度等における追加給付を行うに当たり、国民に不利益のないようにすることを目的に作成したもの。なお、「再集計値」が存在する2012年1月から2013年3月の「給付のための推計値」については、「再集計値」と「給付のための推計値」の伸び率が、2011（平成23）年度から2012年度にかけて接続しないことから、当該期間に給付の対象となる方々の不利益とならないようにするために延長して推計している。

査等に関する特別監察委員会」を設置し、中立的、客観的立場から集中的な検証が行われ、2019年1月^{*3}及び2月^{*4}に報告書が厚生労働大臣に手交された。同報告書においては、統計の正確性や調査方法の開示の重要性等についての組織としての認識の甘さ、組織としてのマネジメントの機能不全、ガバナンスの欠如などが強く非難され、調査計画変更の際の担当部署内の手続きルールの明確化や外部チェック機能の強化等の再発防止策が提案された。

また、厚生労働省で実施している統計法に基づく基幹統計調査の一つである賃金構造基本統計調査について、調査員調査により実施すべきところを、ほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していた等、総務大臣の承認を得た調査計画と異なる取扱いが行われていた。2019年1月、毎月勤労統計調査における不適切事案を受け、政府の統計全体の信頼性・正確性の確保等を目的に、各府省において基幹統計の点検（以下「一斉点検」という。）を実施し、その結果を「基幹統計の点検及び今後の対応について」^{*5}として総務省が取りまとめ公表したが、賃金構造基本統計調査の点検結果については遅れての公表となった^{*6}。なお、一斉点検においては厚生労働省が所管する基幹統計調査9調査のうち、これらの他3調査において手続き等の問題が確認された。

一斉点検の目的に照らし、また、正確を旨とする政府の公表で、このような事態の発生は異例かつ問題であることから、基幹統計の点検に係る実務上の諸問題を明らかにするため、総務省行政評価局により「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」^{*7}が同年3月にまとめられた。同緊急報告では、厚生労働省の危機管理対応について問題があったことのほか、「遵法意識の欠如」と「事なかれ主義の蔓延」が問題の根底とされ、調査の実施方法・体制について必要な措置をとることなどが必要と指摘されている。

2019（令和元）年調査は、2020（令和2）年からのオンライン調査の実施を見据えた、調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、「郵送調査」を基本とした調査方法に整理・再編する方針について総務省統計委員会から「おおむね適当」とする答申がとりまとめられたところである。

以上のほか、2019年5月、総務省統計委員会の点検検証部会において、統計法に基づく一般統計調査の点検結果が報告された^{*8}。厚生労働省としては、総務省からの指示の下、全府省統一的な方法に従い、総務大臣が承認した調査計画や対外的な説明と実態との相違や、抽出調査において必要な復元推計が行われているか等について点検を実施した。その結果、厚生労働省が所管する一般統計調査^{*9}において、統計の「利用上で重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り」が8調査、数値の誤りは生じていないが、結果精度への影響の観点から確認が必要なものが5調査あるなど、対象72調査のうち62調査に不適切

*3 「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03321.html

*4 「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03758.html

*5 「基幹統計の点検及び今後の対応について」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shingi05_01000025.html

*6 「基幹統計の点検の取りまとめ結果（追加）についての公表」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shingi05_01000026.html

*7 「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180521_00003.html

*8 「一般統計調査の点検について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/tenkenkensho/kaigi/02shingi05_02000322.html

*9 他省共管調査を含む。

な取扱いが確認された。これらについて、訂正や公表等の必要な対応を順次行っているところである。

厚生労働省としては、これらの事案を真摯に反省するとともに、これら事案に係る報告書の指摘を重く受け止め、政府統計の社会の基盤としての重要性を十分に認識し信頼回復と再発防止に全力を挙げて取り組んでいくこととしている。具体的には、①統計に関する認識・リテラシーの向上（全職員に対する統計研修の実施や、他府省や民間の統計専門家などとの人事交流等）、②統計業務の改善（統計の調査内容の正確な公開や利用者の視点に立った統計の見直し等）、③組織の改革とガバナンスの強化（統計を外部有識者により審議する仕組みの強化や民間人材の活用、内部組織の強化等）の3点を柱とする再発防止の取組みを進めることとしており、省内の統計調査を担当している課室長を対象とする研修などを2019年5月に実施した。

また、前述のとおり2004年以降の毎月勤労統計調査における賃金額が低めに出ていることから、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じることとなった。このため、2004年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金などの事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となった（現在受給中の方も該当する場合がある）。雇用保険や労災保険等の追加給付については、工程表^{*10}に基づき、できる限り早期に簡便な手続きを進めていくこととしている。^{*11}

第2節 独立行政法人等に関する取組み

1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事業について、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。

これまでに実施した行政事業レビュー等により、2010（平成22）年度から2017（平成29）年度までで計約2兆2,700億円の削減を行った。

（内訳：2010年度▲約6,500億円、2011（平成23）年度▲約5,500億円、2012（平成24）年度▲約2,500億円、2013（平成25）年度▲約4,800億円、2014（平成26）年度▲約1,300億円、2015（平成27）年度▲約1,100億円、2016（平成28）年度▲約700億円、2017年度▲約300億円）

今後も、無駄削減に取り組むこととしている。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2018（平成30）年4月1日現在19法人（他省との共管法人2法人を含む。）となっている。

* 10 「工程表」：給付の種類ごとの現時点でのスケジュールの見直し https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03521.html

* 11 追加給付に必要な現在の連絡先を登録する「住所登録フォーム」や、雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな額の目安を簡単に計算できる「簡易計算ツール」等、追加給付に関する情報は、厚生労働省ホームページに随時掲載。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03980.html

(1) 独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまでも様々な取組みが進められているが、2013（平成25）年12月24日に独立行政法人の制度や組織等を見直すことを内容とする「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

同方針の内容を踏まえた、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号）が第189回国会において成立し、同法律により、2016（平成28）年4月1日から、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構が統合され、独立行政法人労働者健康安全機構が発足するなど、独立行政法人の組織や事務・事業の見直し等の改革を着実に推進している。

(2) 中期目標期間終了時における業務や組織の全般にわたる見直し

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定により、3年から5年までの定められた期間（中期目標期間）の終了時に、主務大臣（厚生労働大臣）は、独立行政法人の業務や組織の全般にわたる検討等を行うことになっているが、2017（平成29）年度中に中期目標期間が終了した以下の独立行政法人について次のとおり検討を行い2018（平成30）年度からの中期目標の設定に反映することとした。

【(独) 勤労者退職金共済機構】

- ・中小企業退職金共済制度に関して、各退職金共済事業の運営に必要な利回りを確保する資産運用及び中小企業者の業種分布等の分析による加入促進対策の効果的実施等を行う。また、財産形成促進制度に関して、利用促進対策の効果的実施等を行う。

【(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

- ・労働市場を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、65歳以上への定年引上げ等に取り組む企業に対する支援、障害者への個別対応の強化や就労支援機関と企業の相互連携により障害者雇用に取り組める環境・体制の整備、技術革新に対応できる労働者の輩出や中小企業等の生産性向上に向けた支援などに重点的に取り組む。

【(独) 福祉医療機構】

- ・政策優先度に即した融資（災害復旧支援を含む）、協調融資の普及及び適切な期中管理等を行う。また、国の施策に基づく情報システムについて、着実に整備し、安定的に運営するとともに効率的に管理する。

【(独) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

- ・施設入所利用者の地域移行の推進、知的障害者の支援に関する調査・研究、その成果を踏まえた養成・研修等を引き続き実施するほか、著しい行動障害等を有する者及び矯正施設を退所した知的障害者について、モデル的支援の拡充を図る。

第3節 広報体制の充実

1 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表やホームページ等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベント案

内、季節性を踏まえた注意喚起・啓発及び新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、フェイスブック等の情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010（平成22）年9月に開始し、約50.9万のフォロワー（閲覧者）を持ち、月平均約310件ツイート（投稿）している。

フェイスブックについては、2016（平成28）年9月に開始し、約4,300のフォロワーを持ち、月平均約20件投稿している。

第4節 情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいITを活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、健康・医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、2018（平成30）年6月15日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」なども踏まえつつ、引き続き、情報政策の推進による改革に取り組んでいくこととしている。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

(1) 就労・労働分野の情報化

ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受理した求人情報のほか、ハローワークの利用方法等、求職者や事業主に役立つ情報を提供している。

また、事業主がハローワークに対して行う雇用保険関係手続についてもオンライン申請を行うことが可能となっており、その活用促進に取り組んでいる。

さらに、ハローワークを利用したことがない方も含めて、新規大学卒業者等に対して、就職活動に役立つ様々なイベントの情報や新規学卒者等を募集する企業の求人情報等をインターネットにより提供する「大卒等就職情報WEB提供サービス」も行っている。

そのほか、「若者雇用促進総合サイト」では、全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報に加え、2016（平成28）年8月より上記以外の企業も職場情報を掲載することが可能となった。個別の企業概要、雇用管理の状況などを掲載することで、企業情報の積極的な発信や企業と若者とのマッチングを促進している。

(2) 行政サービス分野におけるIT利活用の推進

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）等に基づき、行政サービスのデジタル化、行政保有データのオープン化等の推進に取り組んでいる。

特に、社会保険と雇用保険に関する被保険者資格取得届や、労働保険に関する保険関係

成立届などの社会保険・労働保険関連手続については、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、オンライン化を推進している。これらの手続については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」（以下「e-Gov」という。）のホームページから、オンライン申請を行うことができる。また、e-Gov電子申請システムに備える機能を外部のソフトウェアから呼び出し、利用するための外部連携API（Application Programming Interface）については、その機能が2015（平成27）年に公開され、外部連携APIに対応した労務管理等ソフトウェアを利用したオンライン申請も可能となった。これにより、従来のオンライン申請で必要であったe-Govのホームページからの操作は不要となり、事業者等の作業負担の軽減が可能となっている。厚生労働省としては、社会保険・労働保険関連手続をオンライン申請で行うことができることについて、企業への訪問や厚生労働省のホームページ等を通じた周知広報等を行っている。

3 個人情報保護

これまで厚生労働省では、2005（平成17）年に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）について、厚生労働省の所管する分野において適正な運用が図られるようにガイドラインの整備を行う等、医療や介護、社会保険、福祉、労働など各分野の実情に応じた対応を行ってきた。

要配慮個人情報や匿名加工情報といった概念を創設し、個人情報保護委員会を新設する等の内容を含む「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）が成立し、2017（平成29）年5月30日に全面施行された。これにより、従来各主務大臣が有していた所管事業者への監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されたことを踏まえ、改正後の個人情報保護法について全ての分野に適用される汎用的なガイドラインを個人情報保護委員会が策定し、個人情報に関する全般的な取扱いが示された。

これらを踏まえ、厚生労働省の所管する分野のガイドラインについても見直しを行った。特に改正後の個人情報保護法により取扱いが大きく変わる医療・介護・医療保険の分野においては、基本的な考え方や取扱いを示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を策定するなど、医療等の現場において混乱が生じないように取組みを進めている。

第5節 行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示

請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2017（平成29）年4月から2018（平成30）年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は12,468件であり、この受付件数は全省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は11,598件（取下げが1,353件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は2,201件、一部を開示する決定がされた件数は8,340件、不開示の決定がされた件数は1,057件であった。

2 行政機関個人情報保護法の施行

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）（2005（平成17）年4月1日施行）は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2017（平成29）年4月から2018（平成30）年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は9,325件、訂正請求件数は11件、利用停止請求件数は0件であった。開示請求件数は全省庁で上位にあり、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は9,123件（取下げが118件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は2,344件、一部を開示する決定がされた件数は6,408件、不開示の決定がされた件数は371件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実が

あると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2017（平成29）年4月から2018（平成30）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は7,603件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の98.8%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表しているところである。

昨年度の集計件数は127,825件（2017（平成29）年4月～2018（平成30）年3月集計分）となり多数のご意見、ご指摘等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、医療、福祉、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、2001（平成13）年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年度募集を行い、地域、性別などのバランスをとった上で400名程度の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などをインターネットを介したアンケートで報告いただくほか、モニター会議を開催し参加された方と直接意見交換できる機会を設けている。

アンケート調査の結果や施策に関する意見については、省内関係部局に配布し、今後における施策の企画・立案並びに実施のための貴重な参考資料としている。

モニター会議については、2018（平成30）年2月19日に厚生労働省にモニターの方をお招きし、発達障害と依存症の2つについて意見交換を行った。（6名参加）

第6節 政策評価などの取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2017（平成29）年度の政策評価については、2017年度から2021年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」に基づき実施した。

基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を踏ま

え、政策評価と行政事業レビューとの連携の確保などを盛り込んでいる。

2017年度は、事前評価として①個別公共事業（事業採択時）10件、②個別研究事業27件、③規制の新設・改廃に係る政策29件、④租税特別措置11件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施し、事後評価として①厚生労働行政全般にわたる施策（14の基本目標及び70の施策目標からなる政策体系）のうち14件に関して実績評価方式により、②重要施策1件に関して総合評価方式により、③個別公共事業（事業採択後5年経過時に継続中のもの）15件、④個別研究事業176件、⑤成果重視事業1件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。

これらの評価結果については、作成後順次公表している*12。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省では、総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、外部有識者の知見を活用するために「独立行政法人評価に関する有識者会議」、「社会保障審議会資金運用部会」及び「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催し、所管する中期目標管理法人及び国立研究開発法人の業務実績の評価を実施している。

2017（平成29）年度は、共管法人3法人を除く17法人の2016（平成28）年度の業務実績の評価を行うとともに、2016年度に中期目標期間が終了した独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標期間全体の業務実績の評価を行った。

また、2017年度に中期目標期間が終了する独立行政法人福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、勤労者退職金共済機構及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標期間終了時の見直し等が行われた（第11章第1節2（2）参照）。

3 アフターサービスの推進

アフターサービス推進室の活動状況

アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として2010（平成22）年9月に民間出身者を主たる構成員として設置された。

同室は国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータに基づき調査・分析を行い、これまでに33件の調査を実施した（**図表11-5-1**）*13。改善提案等を行った事項については、国民生活の改善に役立つよう、関係部局で推進が図られている。

* 12 「政策評価に関する計画／結果」は、
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>

* 13 最新の調査報告は、
厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/koe_boshu/

図表11-5-1 これまでの活動内容

		(平成30年3月末現在)
	調査案件	調査概要
1	女性医師の復職支援方法に関する調査 (平成23年3月)	女性医師支援センター事業を利用して復職した医師の意見や離職したままの医師の意見を聴取し、事業の更なる効率的・効果的運営を検討し、改善提案を行った。
2	障害者雇用情報HP改善 (平成23年3月)	障害者のための雇用支援のホームページを見やすくすることを内容とする改善提案を行った。
3	「退所児童等アフターケア事業」の推進に向けて－先行事例調査に基づく提案－ (平成23年6月)	児童養護施設を退所した児童の支援事業に関し、事業が果たしている役割や効果及び課題を明らかにし、所管課から各自自治体へ調査結果を情報提供するなど内容を改善提案を行った。
4	年金フロントサービス改善支援 (平成23年6月)	「日本年金機構の対応が悪い」「マナーが悪い」という国民の皆様の声が多いため、更なる改善策を日本年金機構とともに検討し、年金事務所の待ち時間を短縮するなど内容を改善提案を行った。
5	年金支払サービスの向上 (平成23年9月)	国民年金保険還付金等の支払いを早くするなど内容を改善提案を行った。
6	労働基準行政の実態調査 (平成23年9月)	労働局・労働基準監督署の案内表示を見やすくするなど利用者の目線での改善提案を行った。
7	仕事、住まい、生活に関するきめ細かな相談支援を実施するために－「本人記録用SOS窓口－覧」活用の提案－ (平成23年12月)	各ハローワークなどで活用してもらおうリーフレットの改善提案を行った。
8	健康診査・保健指導による生活習慣病予防対策－先進事例についての調査－ (平成24年4月)	健康診査・保健指導によって生活習慣病予防対策として成果を上げているケースについて調査し、先進事例を紹介した。
9	HIV/エイズ予防・支援活動を担っているNGOの実態調査 (平成24年7月)	HIV/エイズ予防・支援活動では行政とNGOなどとの連携が重要であることから、大都市圏にあるNGOの活動状況等を調査し、行政とNGO間の連携の活動状況を紹介した。
10	厚生労働省の東日本大震災対応調査 (平成24年7月)	東日本大震災後の厚生労働省の初期対応の検証が求められる6分野(①厚生労働省の対応体制、②医師、看護師等の被災地から求められた人材の確保等、③高齢者・病人・障害者の避難所等への移送、避難所等への必要な医薬品、医療機器等の配備、④義援金の早期配分、⑤心のケアを含めた子ども・子育ての復興、⑥雇用の復興)を中心に調査し、今後の緊急事態に速やかに対応できるよう課題・反省点を踏まえた今後の対応について報告書にとりまとめた。
11	子どもを守る地域ネットワーク(「要保護児童対策地域協議会」)の強化の推進に向けた調査 (平成24年12月)	虐待を受けるなど見守りが必要な子どもたちを守るためのネットワーク(子どもを守る地域ネットワーク)が関係機関と連携し、求められている役割をより効果的に果たすことができるよう、事例の収集を通じ、取組促進の提案を行った。
12	お薬手帳の電子化にかかる調査 (平成25年1月)	お薬手帳について、その紙版の普及状況及び電子版の推進状況を調査し、普及促進を図る上での提案を行った。
13	職業訓練事例調査－就職率向上支援に向けた調査－ (平成25年4月)	都道府県から民間に委託している公共職業訓練のうち、より質の高い職業訓練を確保し、就職率の向上支援を目的に、熱心に取り組んでいる職業訓練施設の工夫事例等にとりまとめた。
14	第三者行為による健康保険等の利用状況調査 (平成25年4月)	第三者行為による傷病治療における健康保険の利用状況等を調査し、把握できる課題について関係部局と協働し、改善を行った。
15	日本年金機構年金事務所フロントサービス改善のフォローアップ調査 (平成25年9月)	平成23年6月に改善提案した日本年金機構年金事務所フロント(窓口)サービスについて、フォローアップ調査を行ったもの。改善状況を確認するとともに、取組状況をとりまとめた。
16	シルバー人材センター事例調査－高齢者の就業機会の確保に向けた調査－ (平成25年12月)	高齢者の生きがいの充実と就業機会の確保・地域の活性化に努めているシルバー人材センターを調査し、その取組状況等についてとりまとめた。
17	家庭的保育事業に関する調査 (平成26年3月)	家庭的保育者の確保を効果的に行っている自治体の取組事例を収集し、その結果をとりまとめた。
18	訪問看護ステーションの事業運営に関する調査 (平成26年6月)	訪問看護事業所の事業運営上の課題を調査し、関係部局に改善提案を行った。
19	健康づくりにかかる調査 (平成26年8月)	住民の健康増進・社員の健康づくりに取り組んでいる企業、地方自治体を調査し、特定健診受診率の向上や医療費削減等効果のある取組を収集し、その結果をとりまとめた。
20	保育士・保育所支援センターの取組事例に関わる調査－保育士人材の確保を目指して－ (平成27年2月)	保育士・保育所支援センターにおける保育士の職復帰支援にかかる取組事例を収集し、その結果をとりまとめ、改善提案も行った。
21	生活困窮者自立支援法の施行に向けて－6自治体の取組－ (平成27年3月)	生活困窮者自立支援モデル事業に取り組んでいる地方自治体と事業関係者を取材し、取組事例をとりまとめた。

22	労働基準行政等の実態調査に係るフォローアップ調査 (平成27年5月)	平成23年9月に改善提案した労働基準行政の窓口サービスについて、フォローアップ調査を行ったもの。改善状況を確認するとともに、取組状況を取りまとめた。
23	薬局における先進的な取組に関する調査－ジェネリック医薬品の販売を通じて－ (平成27年11月)	ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っている7薬局について、①ジェネリック医薬品の評価と採用、②調剤時における患者対応、③服用後のアフターフォローの3段階に分けて取組事例を取りまとめた。
24	自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容に関する調査－「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を中心とした取組について－ (平成27年12月)	母子・父子自立支援プログラム策定事業をはじめとするひとり親家庭就業支援施策に積極的な自治体について、各種事業のメニューを組み合わせた支援を進めるプログラム策定員の取組状況を中心にとりまとめた。
25	ひきこもり地域支援センター設置運営事業に関する調査 (平成28年3月)	ひきこもり地域支援センターにおける相談や支援の状況等を調査し、①窓口誘導のための取組、②相談対応、③家族への支援、④本人への段階的な支援の4つの取組について取りまとめた。
26	シニアワークプログラム地域事業に関する調査 (平成28年5月)	55歳以上の高齢求職者の再就職や雇用の実現に向けた支援策である「シニアワークプログラム地域事業」について調査し、取組事例を取りまとめた。
27	認知症の本人及び家族への地域資源を活用した支援に関する調査－自治体における新オレンジプランの実施状況について－ (平成28年6月)	認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる地域づくりについて、自治体が地域資源（地域住民の協力、医療・介護の関係機関の連携等）を活用しながら主体的に進めている取組を調査し、とりまとめた。
28	高齢者の口腔と摂食嚥下の機能維持・向上のための取組に関する調査 (平成29年1月)	介護予防事業などにおける高齢者の口腔と摂食嚥下の機能支援について、先進的な取組を行っている5つの自治体を調査し、とりまとめた。
29	発達障害者支援センター運営事業における新たな支援のあり方に関する調査 (平成29年3月)	改正発達障害者支援法に位置づけられた取組を先駆的に実施していた6つの発達障害者支援センターを調査し、とりまとめた。
30	がん患者と家族に対する緩和ケア提供の現況に関する調査－地域がん診療連携拠点病院における取組を中心に－ (平成29年4月)	患者と家族のあらゆる苦痛を和らげ、生活の質を向上させる「緩和ケア」の提供を工夫する5つのがん診療連携拠点病院を調査し、とりまとめた。
31	「外国人患者受入れ医療機関認証制度」の認証取得後の受入れ対応状況に関する調査 (平成29年6月)	外国人患者を受入れるための組織体制づくりや課題の解決に取り組む「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」で認証を取得した4つの病院を調査し、とりまとめた。
32	あなたの栄養と食生活のアドバイザー 管理栄養士を知っていますか？－都道府県栄養士会の取組を中心とした地域における栄養ケア活動と管理栄養士による訪問栄養食事指導－ (平成30年1月)	管理栄養士・栄養士による栄養相談などの栄養ケア活動や管理栄養士による在宅の要介護高齢者などへの訪問栄養食事指導を実施している4つの府県栄養士会を調査し、とりまとめた。
33	不妊のこと、1人で悩まないで－「不妊専門相談センター」の相談対応を中心とした取組に関する調査－ (平成30年1月)	不妊に関する相談支援や情報提供、交流会などを工夫して実施している5つの「不妊専門相談センター」を調査し、とりまとめた。

